

中国四国厚生局山口事務所長への届出事項

当院では次の施設基準について、中国四国厚生局長に届出をしております。

[手術の施設基準]

通則5及び6に掲げる手術

手術の件数　自 2024年 1月
至 2024年 12月

院内に掲示をする手術件数

・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

2

・その他の区分に分類される手術

		手術の件数
人工関節置換術		1
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		3
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む。)及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0
経皮的冠動脈血栓切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0